

令和6年(2024年)10月3日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 追加提出案件及びその付託委員会について

- 2 新たに受理した請願とその付託委員会について

- 3 新たに受理した陳情とその取扱いについて

- 4 議員の派遣について

- 5 委員会参与の変更等について

- 6 本会議の運営について
 - 議事日程(別紙1)
 - 議事の順序(別紙2)

- 7 本会議のライブ配信について

- 8 その他
 - (1) 令和7年第1回定例会の日程について
 - (2) その他

資料 2

令和 6 年 (2024 年) 1 0 月 3 日
議 会 運 営 委 員 会 資 料

新たに受理した請願とその付託委員会について

○ 8 月 3 0 日 まで に 受 理 し た 請 願 と そ の 付 託 委 員 会 に つ い て

- ・ 第 1 号 請 願 北 原 小 学 校 の 改 築 に 際 し、 地 域 の 意 見 を 踏 ま え た 校 庭 の 仕 様
に する こと に つ い て

(子ども文教委員会)

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 1 号	受 理 年 月 日	令 和 6 年 8 月 3 0 日
件 名	北原小学校の改築に際し、地域の意見を踏まえた校庭の仕様にすることについて		
付 託 委 員 会	子ども文教委員会		
紹 介 議 員	山本たかし、加藤たくま、平山英明、浦野さとみ、大沢ひろゆき、吉田康一郎、井関源二		
提 出 者	請願者代表 山坂匡弘 外6名 東京都中野区野方6-40-1		

(主 旨)

現在、北原小学校の改築計画において、「校庭の人工芝化」について多くの反対の声が地元区民から上がっています。中野区教育委員会は、「一律に人工芝とする。」という方針ですが、北原小学校のおかれている状況を踏まえ、保護者、関係者、地域の要望を踏まえた校庭の仕様に決定することを要望します。

(理 由)

現在、中野区は、小中学校の施設再整備に際し、一律に「校庭の人工芝化」を進めています。同方針は、区として平成28年に一足制の検討を開始し、それに伴い、校庭は人工芝に限定されることとなったものです。

しかし、中野区の小中学校が置かれている状況は様々であり、また、一足制導入以降の区内の新築校で起こっている人工芝校庭における課題を考えると、校庭を一律に人工芝にするのではなく、地域の意見をよく聞き、各学校の状況にあった校庭整備が重要であると考えます。既に整備した新築校で起こっている課題を参考に、北原小学校の校庭の人工芝化にかかる課題について述べます。

地球温暖化の進行により、夏場の人工芝の表面温度が上昇しています。特に現在検討中の北原小学校の場合は南側を校庭にするため、さらに温度の上昇が見込まれます。

盆踊りや、おやじの会主催の子ども向けイベントなど人工芝保護のため、火気厳禁、飲食厳禁などの制約があると、北原小学校周辺には代替スペースは無く、地域イベントが実施できなくなります。

さらに、人工芝に含まれるマイクロプラスチックなどの環境に関する問題もあります。

上記のような懸念の声が、北原小学校の保護者、地域住民から多く上がっています。

本来、校庭をどのような仕様とするのかは、校舎の配置、校地の敷地面積、登校児童の状況、地域イベントの状況、代替スペースの状況など、様々な状況を勘案すべきものです。それぞれの学校の立地条件や、学校を取り巻く状況が異なっており、一律にすべきではありません。

小学校の校庭は、子どもたちの学習環境であると同時に、野方地域のようなオープンスペ

ースの少ない地域にとっては、貴重な地域活動のスペースであり、これまでも地域住民に愛されてきた学校の歴史があります。

新築校は「一律に人工芝とする。」という中野区の考え方は、様々な課題が出てきている中、あまりに一方的であり、もっと柔軟に地域の意見をくみ取り、地域にあった学校を整備するべきと考えます。

北原小学校改築に際しては、地域の状況を踏まえ、特に校庭の仕様については地域の意見を聞き、決定して下さい。

資料 3

令和 6 年 (2024 年) 1 0 月 3 日
議 会 運 営 委 員 会 資 料

新たに受理した陳情とその取扱いについて

○ 8 月 3 0 日までに受理した陳情の取扱いについて

- ・ 第 6 号陳情 未認識の犯罪『集団ストーカー・テクノロジー犯罪』の周知啓蒙と誤解による 2 次被害 3 次被害の根絶を求める陳情
- ・ 第 7 号陳情 対外的情報省を設立し、食料危機に対応することを求める意見書の提出について
- ・ 第 8 号陳情 桃園第二小学校の改築に際し、環境と地域の要望を踏まえた校庭の仕様を求める陳情

(子ども文教委員会)



陳 情 書

令和6年7月19日

中野区議会 議長

殿

未認識の犯罪『集団ストーカー・テクノロジー犯罪』の周知啓蒙と誤解による2次被害3次被害の根絶を求める陳情

理由

【陳情の趣旨】

組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪、電磁波等を悪用した電化製品と人への加害行為、これは完全否定出来るものではなく日本全国に被害報告があります。5W1Hの分からないものは、全く調査しないというのは司法、行政の公務員として職務怠慢と言えますし、誤った指示を出す可能性が有る。措置入院、強制入院等、第三者チェック機関や担当官の教育不足による誤認識から行政執行が行われる危険性があります。

人権侵害、弱者救済の観点から各機関、各市区町村に間違いが起こらない徹底指導が必要である。

指

【陳情内容】

- ① 組織的嫌がらせ行為、ガスライティング手法、集団ストーカー犯罪エレクトロニックハラスメントという犯罪を、被害者を中心に聞き取り調査をし、有識者（被害者団体）から現状を把握し、警察、保健所、人権擁護委員会、精神病院、行政の精神医療審査委員会、それに係る司法機関、弁護士に情報調査報告を周知徹底することを求める。
- ② 現在の科学技術の進歩により、行われる可能性のある新たな犯罪行為、又は現在の犯罪との併用使用に対する予測準備機関が必要です。まず海外の規制の変化調査、犯罪、訴訟履歴を参考に国内の電波に係る規制の見直し、実際の電磁波過敏症、電磁波攻撃を受けている人から被害報告を聞き取り、調整し関連行政、企業、国家機関への調査報告、改正が必要なものには法改正を要求する。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条通報に於ける、公務員の過失行為防止の為家族、親族、友人6名以上の事情聴取、そして保健所長をへて都道府県知事への報告の第三者チェック機能を入れる、そして精神科医の再教育、更に精神科医院内での、これまでの実態調査及び海外の精神医療に関するデータとの比較、WHO精神保健ケア法：基本10原則を何故取り入れないのか？調査し即時実行を求め。

令和 年 月 日

住所 〒192-0043 東京都八王子市暁町1丁目30番9号サン・マリーナ310

氏名 特定非営利活動法人 Targeted Individuals Japan
理事長 押越 清悦 Tel 090-3888-8005



陳 情 書

令和6年8月5日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

対外的情報省を設立し、食料危機に対応することを求める意見書の提出について

社会の歪を鋭く追及
政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」
代表 加藤 克助
愛知安城市百石町2丁目17の6
〒446-0044 ☎0566-76-7465

主旨

我が国が、東アジアで戦争に巻き込まれ、主要な食料の輸入が全面停止し、国内の食料備蓄が枯渇した時、多数の人々が、飢餓状態に陥ります。

このような事態にならない為に、常時食料輸入先の政治動向の把握が必要です。国に対して、対外的情報省を設立し食料危機に対応することを求める意見書の提出をお願いする次第です。

理由

世界は戦争の時代に突入しました。ロシアがウクライナに侵略戦争を始め、中東では、イスラエルとハマスが武力衝突を繰り返し、中東全体が不安定化しています。

東アジア地域では中国が拡張政策を進め、北朝鮮も核実験を繰り返し、東アジア全体に緊張関係が高まっています。又東アジアで戦争が勃発すれば、我が国は、輸出入が途絶え、食糧備蓄は底をつき食料危機が発生し、国民は飢餓状態に陥ります。

この為、常日頃有志国と連携し、食料輸入先の政治動向等を得る事が重要です。国に食料危機に対応するため対外的情報省を設立するよう意見書の提出をお願いする次第です。

)

(

議員提出議案第 号

議員の派遣について（案）

上記の議案を提出します。

令和 6 年 1 0 月 日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者 中野区議会議員

議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び中野区議会会議規則第129条第1項の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

1 派遣目的

第35回東京都道路整備事業推進大会に参加

2 派遣場所

砂防会館

3 派遣期間

令和6年10月22日

4 派遣議員

議長において決定する9人以内の議員

(提案理由)

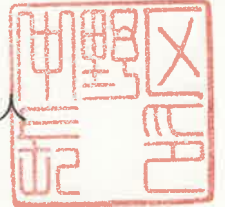
東京の広域化する交通渋滞の緩和や、安全で快適なまちづくりに資するため、道路、橋梁、鉄道連続立体交差及び都市モノレール等の整備の促進を図ることを目的とした、同大会に議員を派遣する必要がある。

資料 5

6中総総第1916号
令和6年9月30日

中野区議会議長
酒井 たくや 様

中野区長 酒 井 直 人



中野区議会委員会参与の変更について

令和6年10月1日付人事異動に伴い、中野区議会委員会参与を別紙のとおり変更いたします。

令和6年(2024年)10月1日

中野区議会委員会参与一覧

1 厚生委員会参与(25)

新	旧
地域支えあい推進部長、地域包括ケア推進担当部長、 地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター担当課長、南部すこやか福祉センター所長	地域支えあい推進部長、地域包括ケア推進担当部長
地域支えあい推進部地域活動推進課長	地域支えあい推進部地域活動推進課長
地域支えあい推進部区民活動推進担当課長	地域支えあい推進部区民活動推進担当課長
地域支えあい推進部中部地区担当課長	地域支えあい推進部中部地区担当課長
地域支えあい推進部北部地区担当課長	地域支えあい推進部北部地区担当課長
地域支えあい推進部南部地区担当課長	地域支えあい推進部南部地区担当課長
地域支えあい推進部鷺宮地区担当課長	地域支えあい推進部鷺宮地区担当課長
地域支えあい推進部地域包括ケア推進課長	地域支えあい推進部地域包括ケア推進課長
地域支えあい推進部医療・介護連携推進担当課長	地域支えあい推進部医療・介護連携推進担当課長
地域支えあい推進部すこやか福祉センター調整担当課長	地域支えあい推進部すこやか福祉センター調整担当課長
地域支えあい推進部中部すこやか福祉センター担当課長、中部すこやか福祉センター所長	地域支えあい推進部中部すこやか福祉センター担当課長、中部すこやか福祉センター所長
地域支えあい推進部北部すこやか福祉センター担当課長、北部すこやか福祉センター所長	地域支えあい推進部北部すこやか福祉センター担当課長、北部すこやか福祉センター所長
地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター担当課長、南部すこやか福祉センター所長	地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター担当課長、南部すこやか福祉センター所長
地域支えあい推進部鷺宮すこやか福祉センター担当課長、鷺宮すこやか福祉センター所長	地域支えあい推進部鷺宮すこやか福祉センター担当課長、鷺宮すこやか福祉センター所長
地域支えあい推進部介護保険課長	地域支えあい推進部介護保険課長
健康福祉部長	健康福祉部長
保健所長、健康福祉部地域医療連携担当課長事務取扱	保健所長、健康福祉部地域医療連携担当課長事務取扱
健康福祉部福祉推進課長	健康福祉部福祉推進課長
健康福祉部スポーツ振興課長	健康福祉部スポーツ振興課長
健康福祉部障害福祉課長	健康福祉部障害福祉課長
健康福祉部障害福祉サービス担当課長	健康福祉部障害福祉サービス担当課長
健康福祉部生活援護課長	健康福祉部生活援護課長
健康福祉部生活保護担当課長	健康福祉部生活保護担当課長
健康福祉部保健企画課長	健康福祉部保健企画課長
健康福祉部保健予防課長	健康福祉部保健予防課長
健康福祉部生活衛生課長	健康福祉部生活衛生課長

人事異動表

発令年月日 令和6年9月30日

【課長級】

兼務解除発令

区長発令

発令権者 中野区長 酒井 直人

兼務を解除する職	氏名	兼務者の現職	備考
南部すこやか福祉センター所長	志賀 聡	地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター担当課長	

退職発令

区長発令

発令権者 中野区長 酒井 直人

現職	氏名	備考
地域支えあい推進部すこやか福祉センター調整担当課長	志賀 聡	令和6年9月30日退職

発令年月日 令和6年10月1日

【課長級】

区長発令

発令権者 中野区長 酒井 直人

発令	氏名	旧	備考
地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター担当課長		(地域支えあい推進部長 石井 大輔 事務取扱)	

兼務発令

区長発令

発令権者 中野区長 酒井 直人

兼務を発令する職	氏名	兼務者の現職	備考
南部すこやか福祉センター所長	石井 大輔	地域支えあい推進部南部すこやか福祉センター担当課長	